

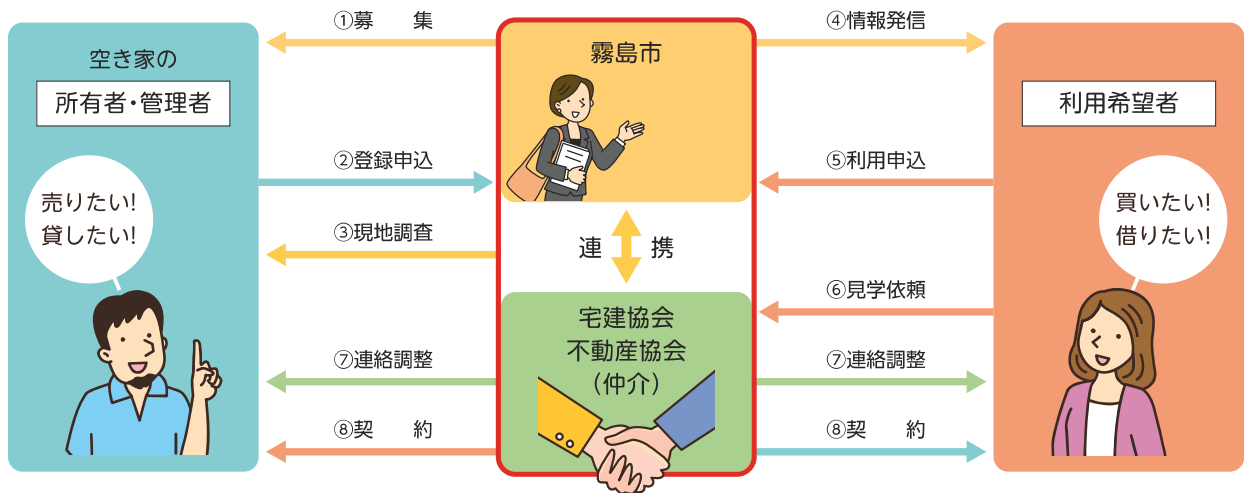
空き家バンクについて

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家を『売りたい!』、『貸したい!』とお考えの方(所有者・管理者)と、空き家を『買いたい!』、『借りたい!』とお考えの方(利用希望者)とのマッチングを支援する制度です。空き家の情報を登録申込みしていただきますと、現地調査をして霧島市のホームページなどで広く情報公開します。

霧島市空き家バンク利用の流れ



【登録できる物件】

空き家、農地が付随する空家が登録できますので、売買・賃借をお考えの方はお問い合わせください。

※物件の状態(老朽化等)によっては、登録できない場合があります。

【登録できる方】

空き家等に係る所有権その他の権利により、その空き家等を売買、賃貸借等を行うことができる方。

(名義が亡くなった方のままですと申請できませんので、相続人に名義変更してから申請してください。※賃貸を除く)

問い合わせ先

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市役所企画部地域政策課
中山間地域活性化グループ
☎0995-45-5111 (内線1543)

